

普天間飛行場及びキャンプ瑞慶覧立ち入り「現地実施協定」について

【現地実施協定】

認められる立ち入り

災害時

沖縄本島に津波警報・大津波警報が発令された場合、地域住民が高台へ避難するための通行並びに一時避難場所としての立ち入り。

災害準備のための訓練

上記 の対応が迅速、的確に行えるように防災訓練を行う場合の立ち入り。

根 拠

日米合同委員会合意（平成 19 年 4 月 27 日）

【立ち入り内容】

趣 旨

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、東北地方の沿岸地域は津波により壊滅状態となり、一瞬にして多くの人命、財産が失われました。

今回の東日本大震災における津波災害は、決して対岸の火事ではなく、海に囲まれている本県においても同様の災害が起きる可能性は否定できるものではありません。東日本大震災においては、5 階建ての建物まで津波が到達し、鉄筋コンクリート住宅も破壊されたケースもあり、これまで津波避難で有効と考えられていた 3 階以上の建物への避難方法も再考せざる得なく、津波に対してはいち早く高台に逃げる事が重要であると認識させられました。

本市の西海岸地域においては、住宅街、商業施設、ホテル、海浜公園、コンベンションセンターなどの集客施設、大型店舗など多くの人々が生活し、活動する地域であります。津波が発生した場合、これらの人々が避難をする際、高台への避難路として、国道 58 号線から高台へ避難するルートが 2 つしかなく、本市としても、住民の生命を守る上からも、西海岸地域の住民が高台へ早急に逃げることできるよう避難路の確保が必要と考えており、高台に位置する在沖米海兵隊普天間飛行場基地内及びキャンプ瑞慶覧基地内への通行及び一時避難場所としての立ち入りを要望するものである。

使用概要

ゲート開放を行う場合について

沖縄本島に津波警報・大津波警報が発令された場合、昼夜問わず24時間体制で、市等の関係機関の連絡を待たず、早急にゲートを開放し、避難してきた住民を基地内へ誘導する。その際には、身分確認など時間のかかる手続きをすることなく、迅速に基地内に誘導すること。

避難住民誘導について

車両及び徒歩等で基地内に避難してきた住民を高台のゲートまで誘導する。その際には、市が貸与する避難経路板を必要のある場所に設置し、誘導する。

一時避難場所の提供について

津波発生時において、暴風や豪雨等の自然災害が合わさった場合や基地外において相当な混乱が生じている場合、避難住民の一時避難場所として米軍施設の提供を求める。

立ち入りする人員等

人員：避難する全ての住民

車両：避難する全ての車両